



## 目次

理事長 卷頭言	2頁	プロジェクト関連	8頁
広場に寄せて	3頁	相談・学びのコーナー	9頁
トピックス	4頁	会員・支援者の広場	9頁
安心サポートネットの文化	7頁	告知板(寄付者紹介、新入会員等)	12頁

## 高齢者・障害者 安心サポートネット



## 安心サポートネット基金を充実しよう！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

低所得者層にも成年後見制度利用の恩恵を！

**一 長寿社会と成年後見制度の役割**

日本における平均寿命も毎年伸びて、百歳を超える人達も続出、まさに世界に先駆けた超長寿社会の到来である。ただし、すべて長寿者が、身体的にも、精神的にも、健康で迎えていれば、こんなに素晴らしいことはない。しかし、世の中には、健 康で、なに不自由なく長寿を謳歌する人達も少なくないが、その反面、長寿になるについ、その負の部分として、身体能力や判断能力の低下に苦しみ、それが原因とも事実である。この現象

は、少子・核家族・無縁社会の同時進行により、益々深刻の度を加えている。

**成年後見制度**は、このような自立生活が困難な人達を支える制度である。この制度には、法定後見と任意後見は、既に判断能力の低下した者に対する保護支援策であり、任意後見は、判断能力低下前に、将来の判断能力の低下に備えて、本人が受任者との契約で取り決める保護支援策である。同じ類型として、将来の身体能力の低下に備える保護支援策として「後見型委任契約」がある。この契約は、任意後見契約と連結して契約すると、「任意後見履行」となり、将来の身体能力の低下ないしは判断能力の低下という二大不安に悩む高齢者の保護支援策とし

**二 低所得者層向けの利用支援事業**

これらの制度の利用の低迷には、更に、もう一つの長寿社会の負の部分が絡んでいる。それは、長寿になれば成る程、不足しがちな年金と決して豊かでない蓄えが一層目減りして、生活に不安を抱える高齢者・障害者が増加していることである。これらは、高齢者層は、見人報酬の負担ができるないから、利用したくても、利用できない状況にある。

## 基金を充実しよう！

本基金は、困窮者層を対象として、市町村では、成年後見制度利用支援事業として後見申立て費用や後見人等報酬の助成を実施している。しかし、この支援事業自体が十分に知られていない上、利用上も制約が多く、市区町村側の支援の熱意も不足する等、い

て機能する。したがって、この移行型は、「転ばぬ先の杖」として、大多数の高齢者に対し安心を与える素晴らしい制度と言つても、言い過ぎではないと思う。しかし、現在のところ、これらの保護支援策が、長寿社会の負の部分の受け皿として、十分に利用されているかといえば、残念ながら、否である。なんとか利用促進を図ろうと、平成二十八年には、「成年後見制度利用促進法」という法律が制定された程度である。

当法人は、二十六年六月、安心サポートネット基金を創設した。この基金の運用は多目的であつて、一つ目は、障害者後見と任意後見移行型の問題点解決の支援、二つ目は、後見人等（職務担当者）の報酬支援である。

基金創設五年間の活動は、もっぱら当法人と任意後見委任者の絆つくり（信頼関係の醸成）事業に焦点が置かれた。現在まで五回の交流会が実施され、毎回約四十名の参加があり、評議も良好くて、絆つくりとしては大成功だった。

しかし、「安心サポートネット基金」の役割は、低所得者層の制度利用を支援することであるから、その主たる活動を後見報酬の支援事業に移すことが必要である。そのためには、本基金の大額積み増しが必要となる。

### 三 後見助成基金の充実

国や自治体による本格的な支援が実現するまでは、成年後見を事業目的とする関係団体が、当面、適宜に後見支援基金を創設して、低所得者による制度利用を支援することが考えられる。全国には若干の法人が、既に基金を創設しているが、支援事業自体が十分に知られていない上、利用上も制約が多く、市区町村側の支援の熱意も不足する等、い

る。この度、理事会の決議により当法人の運営資金の一部が基金に組み込まれたが、本基金の財源を法人内の組入れに依存するだけでは、多くを望めず、限界がある。基金財源の安定運用には、対外的に本基金をアピールして、外部者からの大型寄付金を確保することが重要である。そのためには、低所得者層に対する後見支援事業の実績が必要なので、今後の基金運用の方針は、支援実績を積み重ね、その実績をアピールして、本基金の安定財源の確保につなげることとしたい。

それはともかく、長寿社会では、身体能力ないし判断能力の低下による自立生活の困難な低所得者層の増加は避けられない。そして、これらの低所得者が低所得ゆえに、成年後見制度を利用して安心した生活を送ることができないという状態が、今後とも、改善されないとしたら、当法人の活動指針である「福祉」の名が廃だらう！このことを肝に銘じて本基金の運用に当たりたい。

## 広場に寄せて

### 「安心サポートネットの活動に期待する」



諫早公証役場  
公証人  
林 久義

本年十一月十日の土曜日に福岡市内のホテルにおいて、愛知県から沖縄県までの公証人が参集する四公会の有志合同公証研究会を開催した。平成二十八年五月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき平成二十九年三月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、日本公証人連合会は、平成三十一年度半ばまでに任意後見契約について検討を進められていくことから、本年度の公証研究会の総括責任者である私は、この会議において、高齢者・障害者の安心社会の実現に取り組んでおられる有識者の意見を拝聴したいと考

（以下「安心サポートネット」）

という理事長の森山彰先生に任意後見制度の活性化策などについてご講演をお願いした。公証人の大先輩でもある森山先生には、ご多忙にもかかわらずご快諾をいただき、「任意後見移行型の問題点と利用促進策」と題するご講演で、任意後見の利用が低迷している理由及びその改善策と任意後見移行型の職務の在り方にについてご教授いただいた。

私は、森山先生のご講演の中で、任意後見移行型の前段階の委任契約が、身体能力減退の場合の保護・支援策として、後段階の任意後見契約が、判断能力低下の場合の保護・支援策として機能できれば、この移行型は「転ばぬ先の杖」として不安を抱える高齢者に貴重な機能を受けた。私は、地域に感銘を受けた。私は、地域後見の実現と身上保護重視の後見を基本理念として成年後見制度の活性化に努め、特に、任意後見移行型の後見を基本理念として成年後見制度の整備・拡大を図つて、移行型を適正・円

滑に処理して着実にその成果を挙げ、地域住民の厚い信頼を得ておられる安心サポートネットの理事長森山彰先生、役員及び会員の皆様のご活躍に敬意を表する次第である。

ところで、当役場における任意後見契約公正証書作成の実情であるが、私が公証人を拝命した平成二十二年八月から平成二十三年ころは、後見人についての相談が一ヶ月に五～六件あつたが、そのほとんどは本人の判断能力が非常に減退しており任意後見契約では対応できない事案であった。相談者の話では、親を施設に入れるため、親の預金を引き出そうと銀行に行つたところ、銀行員から「親がそのような状態ならば、後見人が必要。裁判所に相談して下さい。」と言われ、預金の引き出しができなかつた。そこで、裁判所に相談したら、ビデオを見せられて、後見人が選任されるまでには、大量の書類の提出と何か月もの期間が必要で、また、後見人に対する報酬の

支払いも多くの場合、必要になることが分かつたので、「直ぐにでも預金を引き出したいのに、このようなことはできない、何とかならないか」と裁判所職員に相談したところ、「それなら萍の公証役場に相談して下さい」と言われ、相談に来たこと。このように、金融機関から裁判所そして公証役場というルートで相談に来られる場合は、任意後見契約で対応できる事案はほんとうないのが実情であるので、私は、任意後見制度の周知を図つて、判断能力がしつかりしているうちに必ず公証役場に相談する、そのように相談ルートを変えなければ、この移行型は「転ばぬ先の杖」として安心と「福音」をもたらすことができるとのお話を特に感銘を受けた。私は、地域後見の実現と身上保護重視の相続と遺言の講演の中で、先輩公証人から情報をいただき、当役場で作成した「老後を快適に過ごすための生前三点セット」（1「財産管理委任契約」、3「尊厳死宣言書」）を配付して数分程度ではあるが、「任意後見は老後

の安心保険」をキヤツチフレーズにして任意後見契約の説明を行うことにした。その結果、「話を聞いた」、「チラシを見た」、「認知症になる前に作成しておきたい」との相談が増加し、任意後見契約公正証書（ほとんどは移行型）の作成件数が以前の三倍に増加したので、相談ルートを少しは変えられたと思っている。

認知症高齢者が五百万人いると言われ、今後更に高齢者人口が増加する社会においては、年間三十件前後の任意後見契約公正証書の作成では、当役場も任意後見制度の利用が低迷していると言わざるを得ないの

で、社会福祉協議会や地域包括支援センターの協力も得て、今まで以上に任意後見制度の周知を図り、制度利用者の増加につなげたいと思っている。また、長崎県内には安心サポートネットのような法人後見システムがないので、以前から社会福祉協議会に市民後見人の養成などを働きかけているが実現していないので、安



## トピック

**森山理事長が公証人  
合同研究会で熱弁を振る！**

**「任意後見移行型の問題点  
と利用促進策」について講演**

安心サポートネットが長崎県内においても活動されると期待している。今後は、森山先生がご講演で力説された任意後見移行型は「転ばぬ先の杖」もキヤツチフレーズとして私の講演で使わせていただきたいと思っている。

安心サポートネットが長崎県内においても活動されることは、平成二十七年度から中核事業の基軸を法定後見から任意後見に移して、地域住民のニーズに即応できる、「任意後見移行型」の改良型を開発し、この改良型による受任とその定着に注力しているところですが、その基礎となる「任意後見契約」は、実は、公正証書で公証人が作成すべきだと、法律で定められています。

このようないくつかの問題点と対応策で、移行型の前段階の後見型委任契約が身体能力減退における保護支援策として、後段階の任意後見契約が判断能力低下における保護支援策として、完全に「転ばぬ先の杖」の役割を果たすことである。そのためには、現行の財産管理中心の移行型から身上保護重視に改善する必要がある。」と力説し、更に、身上保護重視の後見とは、後見事務の範囲を法律行為に限定するのではなく、**福祉の視点から事実行為も含む**と理解して、身上保護の実効性を高めるべきだと論及されました。

現在公証人の皆さんが直面する最大の課題は、何と言つても、**任意後見の制度改革**です。「成年後見制度利用促進法」によつて改善が必至となつてゐるからです。このタイミングで、森山理事長がテーマに選んだのが「任意後見移行型の問題点と利用促進策」でした。

講演の要旨を一口で表現

しますと、「移行型に対する地域住民のニーズは、将来の二大不安、つまり、身体能

力ないし判断能力低下による自立生活の困難に対する対応策で、移行型の前段階の後見型委任契約が身体能

力減退における保護支援策として、後段階の任意後見契約が判断能力低下における保護支援策として、完全に「転ばぬ先の杖」の役割を果たすことである。そのためには、現行の財産管理中心の移行型から身上保護重視に改善する必要がある。」と力説し、更に、身上保護重視の後見とは、後見事務の範囲を法律行為に限定するのではなく、**福祉の視点から事実行為も含む**と理解して、身上保護の実効性を高めるべきだと論及されました。

久留米地区拠点づくりリーダー事業は、今年からスタートしました。主な活動領域は、相談会の実施、啓発活動、成年後見活動の三つの分野です。まず、相談会は、久留米市の中心部にある市の外郭団体が運営している「みんくる」の会議室で毎月一回実施しています。今のところ相談者は一回あたり一人～二人で、相談件数は低調ですが、公報や新聞への掲載自体で啓発・宣伝には役立つていると思って

なつたと喜ばれ、講演は大変好評を博しました。今後は、講演の要旨の詳細は、当法人のホームページ又は「帽子おじさんの後見日誌」を参照願います。

## 『久留米地区の活動 状況報告』

久留米地区拠点づくりリーダー  
辻 吉平

久留米地区の拠点づくりリーダー事業は、今年からスタートしました。主な活動領域は、相談会の実施、啓発活動、成年後見活動の三つの分野です。まず、相談会は、久留米市の中心部にある市の外郭団体が運営している「みんくる」の会議室で毎月一回実施しています。今のところ相談者は一回あたり一人～二人で、相談件数は低調ですが、公報や新聞への掲載自体で啓発・宣伝には役立つていると思って

啓発活動の最大のイベントは、次の計画によるシンポジウムの開催です。

るわが町の共生社会づくり、

(2) 基調講演者 厚労省社  
会援護局地域福祉課、川端  
伸子成年後見制度利用促  
進専門官、

③パネリスト 当法人の  
森山理事長ほか久留米市  
(地域福祉課)や他三市民  
団体の代表者、

十九日（土）十三時～十六時、  
⑤場所、えーるピア（久留米市諏訪野町一八三〇）  
六）、  
⑥目的 高齢者・障害者や子どもが自分の権利を擁護し、自立した生活ができるよう、地域社会で支え合う仕組みづくりのきっかけとなること。

関心のある方は是非ご参加ください。

東岡市民センターにおける無料法律相談

◆ 東区民生委員役会で協力要請!! ◆



民後見活動を行っている段階で、今後は、市民後見人養成研修の実施や法人後見受任の組織づくりが課題となると考えています。

るため 福岡市の広報機関  
は勿論ですが、東区内の士  
一か所の地域包括支援セ  
ンターにも挨拶して、周知  
と協力をお願いしました。  
ところで、当法人の拠点

づくりをしっかりと地域に根付かせるためには、地域の福祉の実情に通じ、困った人達の相談窓口になつたり、支援の斡旋を行つたりして、協力方の要請を行ふことは重要なことだと思いました。そこで、十一月八日、箱崎会館で開催された東区内の民生委員役員会に森山理事長と恒任会員が出席、当法人のリーフレットと「安心の広場」を配布して、その説明を行い、支援方のお願いをしました。

「後見事務処理日誌及び  
収支計算書作成の手引」  
(案)は、平成二十七年に会  
員の皆様に配布され、基本  
帳票等の作成マニュアル  
として利用していただき  
ておりますが、この度「案」  
の文字が取れて、完成本が  
出来上がりましたので、皆  
様に配布したところです。

さて、当法人は後見人等を受任しますと、法人自ら処理する事務を除き、それ以外の後見事務のすべてを「職務担当者」に再委任します。法人から再委任を受けた職務担当者が、後見事務を適正・円滑に処理するためには必要不可欠な帳票が、「後見事務処理日誌」と「収支計算書」の二つの基本帳票です。

会で適切な指導・監督を行ったための実務の研究を行い、翌二十三年五月に職務担当者の適正かつ円滑な後見事務に資するため、後見事務処理の基本帳票〔後見事務処理日誌」と「収支計算書」の手引書作成の必要性から手引書委員会が設立されました。

後見人における後見事務の適正な処理並びに当法人の指導監督の実効性を担保する最も重要な資料になります。

また、当法人は、家裁における指導監督資料である後見等事務報告や報酬付与請求の証明資料として、この二つの基本帳票を提出する取扱いをしてい

るので、この基本帳票は、家裁における指導監督の有効な資料にもなります。

後見事務の対象は、身上保護から財産管理まで幅広く、事案により千差万別ですから、基本帳票の記載の仕方については、いろいろな戸惑いが生じるかと思いますが、その際の回答の道しるべとなるのが本「手引書」です。

指導監督研では、この手引書が会員の皆様の後見事務処理の手助けになることを願つて作成いたしました。平成二十七、二十八年の家裁における報酬付与申立て及び後見事務報告の書式変更にも完全に対応していますので、ぜひ手元に置いてご活用いただきますようお願ひいたします。

十月十三日、土曜日、晴天

した。

最初の見学先である資料館では、政府軍と薩摩軍の戦死者を祀る慰靈碑に参拝し、その戦死者が両軍合わせて約一万四千人と

田原坂西南戦争資料館に向かつて高速道路を走行、車中では浮き浮きした気持で、西南戦争や西郷どんの話で持ち切りになりました。

国の夜明けを夢見て戦い、散華した多くの若人に想いを馳せました。

次に、熊本県立装飾古墳を見学しました。装飾古墳と言えば、奈良県明日香村の高松塚古墳と筑紫野市原田にある五郎山古墳や嘉穂郡桂川町にある王塚古墳はよく知っていますが、解説者の話では、

熊本県の菊池川流域が装飾古墳の本場で数が多いこと。古墳時代の日本と朝鮮半島の交流に想いを馳せると、現在、慰安婦や旭日旗や徴用工問題を蒸し返し、親日派が売国奴として非難され、感情に振り回されている一方で、他方では、多数の国民が観光・ビジネス等で訪日し、友好関係がみられるお隣



ました。熊本の会員二十名とは田原坂西南戦争資料館で合流し、合計四十七名で合同懇親会がスタートしま

## ◆田原坂西南戦争資料館と熊本県立装飾古墳館を見学◆

### 「平成三十年度福岡・熊本合同懇親会に参加」

の国とは、一体何だろうか?と考えさせられるひと時でした。

最後は菊池温泉・富士ホテルでの懇親会。今回で七回目になる合同懇親会では、食事をしながら福岡の会員である南武文氏(芸名・若葉みどり)が演ずる女形の日本舞踊を鑑賞し、熊本の会員と談笑し、樂しいひと時を過ごしました。

今回の合同懇親会を企画・立案し実行して頂いた熊本の安心サポートネットの皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。本当に有難うございました。

当日は、青空が見渡す限り空一ぱいに広がり、博多湾の青い海に映えて、絶好の秋日和。皆さんは口々に「この天気は私達の日ごろの行いがよかつたから・・・」と、言いながら、お互い一年ぶりの再会を喜び合っていました。また、森山理事長も一人ひとりの参加者と握手して、元気で会えたことを祝福していました。

## 第五回任意後見委任者との懇親会の開催

### 志賀島で!! ↗ アイランドと ↘

#### 任意後見研究会世話人 岩田 末雄

「ワ～美しい!宝石みたい」ケースの中で金色に輝く熱帯の蝶、オオゴマダラのサナギの美しさや、珍しい熱帯植物や色鮮やかな熱

帶魚の泳ぐ姿に参加者一同が魅入っています。

ここは福岡市東区のアーランドシティの中央公園内の屋内施設「ぐりんぐりん」です。

## 今回で五回目を迎える

**「任意後見移行型の締結者と当法人の懇親会」**が平成三十年十一月三日、文化の日に参加者三十七人で、賑やかに開催されました。

見学後は昼食のため志賀島までドライブ。途中、彼方に福岡ドームが見渡せる博多湾と青く広々と波立つ玄界灘を左右に見ながら「海の中道」を走ります。

食事会の冒頭、森山理事

で歓談の花が各テーブルで咲き、参加者からは「窓から美しく光り輝く玄界灘を眺めながらの食事は最高！」と、あつという間に会食の時間を終え、三々五々散策して、解散の時間を迎えるました。

「もつと時間ががあればよかつた」、「もつと触れ合いがあればよかつた」と、今後の開催に期待する要望が多数寄せられました。

最後に「また、来年再び元気で会おうね！」、これが皆さんの別れの合言葉でした。

長は「年に一度、こうして皆さんのお姿に接し嬉しく思います。今日の会場はアイランドシティで、新たな体育館、子ども病院、高層マンションなど福岡の更なる発展を予感させる場所です。この場で当法人と皆さんとの交流を通じて、更に信頼関係が深まり、参加者同士の絆が一層強固になることを期待しています。」といいました。

食事は新鮮な魚を中心



## 安心サポート ネットの文化

活動の輪を広げて



で歓談の花が各テーブルで咲き、参加者からは「窓から美しく光り輝く玄界灘を眺めながらの食事は最高！」と、あつという間に会食の時間を終え、三々五々散策して、解散の時間を迎えるました。

### ◆今こそ、絆を深めよう！◆

正会員 黒田喜美子

我が国では人口の減少と医療の進歩のお陰で、「人生百歳時代」が当たり前のよう語られております。しかし、この高齢化の進展が、人々の「生」と「死」において様々な課題を投げかけていることは周知のとおりです。人に応じなく訪れる心身の能力の低下に長く向き合う苦しさや、さらには家族や社会との結びつきの希薄化、独居の浸透という社会環境の変化は、それを受容する過程で深刻な孤独と不安が増幅するといわれています。より良い人生を送りたいと思えば、人との絆を深め、ともに助け合い、寄り添うことこそ大切と考えます。

安心サポートネットでは、これらを先取りした様々な活動をしていますが、最近の出来事では、その一つが任意後見委任者との親睦会でした。

「もつと時間ががあればよかつた」、「もつと触れ合いがあればよかつた」と、今後の開催に期待する要望が多数寄せられました。

最後に「また、来年再び元気で会おうね！」、これが皆さんの別れの合言葉でした。

長は「年に一度、こうして皆さんのお姿に接し嬉しく思います。今日の会場はアイランドシティで、新たな体育館、子ども病院、高層マンションなど福岡の更なる発展を予感させる場所です。この場で当法人と皆さんとの交流を通じて、更に信頼関係が深まり、参加者同士の絆が一層強固になることを期待しています。」といいました。

食事は新鮮な魚を中心

秋晴れの十一月三日、安心サポートネット主催の第五回親睦会「アイランド熱帯植物と熱帯魚に親しむ会」が開催されました。第一回から毎回楽しみに参加される委任者の方々が異口同音にアイランドシティの変化にびっくり、「こんな新しい街を見物できてよかったです。」「熱帯植物に触るのは初めて」と感激、青空のもと見物できてよかったです。参加者全員で和氣あいあいとおしゃべりし、再会を喜び合いました。志賀島昼食会場へ向う車中、能古島が見え、ピンクに染まったコスモス園がみえると、昨年の親睦会の思い出を共有、一体感が漂いました。そして、「あの時同行した方が今年は参加されない。お元気かしら？」と案じる声、年に一度しか会わないこの親睦会が既に仲間としての思いやりの心を育み、参加者全員を大きな輪で包み込んでいることを実感することができました。それと同時に、この絆が、来年以降、更に深化していくことを確信しました。

次に登場する絆づくりは、会員登録制「わくわくサポートの会」です。地域生活・死後事務安心サポートネットは、三十一年八月から会員登録制「わくわくサポートの会」を立ち上げました。きっかけはある会合で当法人の広報をした折、七十才代の一人暮らしの女性が質問、「今は元気でサポート不要ですが、だが今後のことを考えると不安。会員の登録は出不来ないのか？」と繋がりを有、一体感が漂いました。そこには、全くの想定外でした。世間ではポイントカード等大流行の会員制ですが、私共には、集団に所属したい、家族や友達がほしい、という欲求があることを踏まえ、高齢者と繋がることの意義は大きいと判断、具体化を進めました。

特典は①月一回の電話見守り、②法人広報誌の配布、③年一~二回、イベントでの交流、年会費千二百円（月百円）とお得感に努めました。会の名称は会員となつた利用者がわくわくしながらサポートを受け、提供者（当法人）もわく

わくしながら支援すると  
の希いを込めたもので、絆  
を深め、サポート会員が人  
生のゴールまで生き生き  
と安心して過ごせるよう  
支援することを目的とし  
ております。

今後は、一段とサポート  
の絆を深め、寄り添つて、  
安心した納得感のある人  
生へと支援していきたい  
と考えております。

**共生社会 感謝の気持ち  
をもちましょう!!**

- ①障がい者後見用の広報・啓発が不十分、
- ②運用が財産管理偏重で、  
身上保護面が軽視されて  
いる、
- ③特に、身近に本人を支援  
でき、そのニーズに応える  
ことのできる法人後見受  
任組織がないこと、等だと  
思います。

私は、制度利用の活性化

## プロジェクト 関連

『障がい者の成年後見  
制度利用の活性化で  
思うこと』

→ 法人後見受任  
組織の育成と活用 →

私は親なき後の障がい  
者の権利擁護は、成年後見  
制度の利用が唯一絶対の支  
援策だと考えています。し  
かし、残念ながら障がい者  
の成年後見制度の利用は、  
一度も施設に来られ  
ない方がほとんどです。」

この六年間で訪問した多  
数の障がい者支援施設で  
は、口を揃えて「弁護士の方は、一度も施設に来られ  
ない方がほとんどです。」  
と言っています。

後見受任者として三専  
門職しか紹介されていない  
現状では、障がい者本人  
や家族等が、受任候補者に  
関する選択肢を限定され  
るので、障がい者後見に不  
可欠な本人の特性を重視  
して、被後見人等への寄り  
添う身上保護や意思決定  
支援などは、難しいと思  
います。

私は、制度利用の活性化  
を図るために、ひとつ  
に、広報・啓発の不備があ  
ると思います。行政等の広  
報・啓発資料のほとんど  
に、後見等の第三者の受任  
者に弁護士・司法書士・  
社会福祉士の三専門職し  
か紹介されていず、全国各  
地で後見等の実績を持つ  
人等が紹介されていない  
ことです。ましてや、紹介  
されている専門職、特に弁  
護士のなかには、後見事務  
とは財産管理中心で、本人  
との面談等さえなく、私が

次に、障がい者の後見等  
の課題は、①親なき後で長  
期化することが多いこと、  
②障がい特性、本人の個性  
に合わせた、充実した身上  
保護が必要なこと、③障が  
い者の施設や病院から地域  
生活への移行のための自立  
支援、等が挙げられます。  
その課題解決の一つと  
して、法人後見が推奨され  
ています。法人後見とは、  
当法人のようなNPO法  
人や社会福祉法人などの  
法人が後見人等を受任し、  
その職務担当者（市民後見

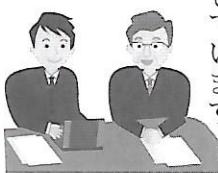
人）を決めて、その人が本  
人の支援を行う方法です。

行政は障がい者の制度

利用の活性化の方策の一  
つとして、専門職に加え  
て、受任法人に独立した法

人後見組織を紹介すべき  
であると考えます。そのた  
めには、全国各地の法人後  
見組織の実態調査を実施  
し、厚労省は全国の市町村  
を対象に、その組織の後見  
理念、その地域での信頼  
性、受任等の実績、財政力、  
市民後見人の育成・研修  
力、後見事務の指導・監督  
力等を調査し、それらを指  
標化して、信頼に足る受任  
能力を持つ法人後見組織  
を選定して、障がいを持つ  
本人や家族等に紹介する、  
そして**後見受任組織の選択  
肢を広げるシステム**を作る

「手をつなぐ育成会九州大  
会」で、障がい者の権利擁  
護運動という分科会に参  
加し、「障がい者の権利擁  
護のために、三専門職以外  
の障がい者後見の受任組  
織について全国実態調査  
をして、その育成・活動支  
援を図つてほしい」と提案  
しました。この方策が今後  
おおいに広がりを見せる  
ことを期待しています。



をする、そんな法人後見の  
仕事ぶりを見聞できれば、  
制度の啓発・普及には、こ  
れ以上の効果の方策はな  
いと思われます。そのため  
には、当法人の理念「判断  
能力の不十分な高齢者・  
障害者の皆さんが、いつで  
も、どこでも、容易に成年  
後見制度を利用して、安心  
した生活を送ることので  
きる社会をつくろう！」と  
いう「地域後見」の実現の  
一環として、法人後見の全  
国展開が必要です。

私は過日、知的障がい者  
会で、障がい者の権利擁  
護運動という分科会に参  
加し、「障がい者の権利擁  
護のために、三専門職以外  
の障がい者後見の受任組  
織について全国実態調査  
をして、その育成・活動支  
援を図つてほしい」と提案  
しました。この方策が今後  
おおいに広がりを見せる  
ことを期待しています。

# 相談・学びの コーナー

## 遺言制度の見直し

(総務部 樋口)

**質問** 今回、相続法が改正されました。その中で、「遺言制度に関する見直し」がなされていますが、具体的にどのような点が改正されたのでしょうか。

**回答** 今般、三十八年振りに相続法の大改正が行われました。その中の遺言制度に関しては、次の点について改正がされました。

### 一 自筆証書遺言作成方式の緩和(平成三十一年一月十日施行)

現在の取扱いは、遺言者が遺言の内容全文と日付、氏名をすべて「自書」し、これに押印しなければならないとされています(民法九六八条第一項)。したがって、ワープロ、テープレコーダーなどによる遺言作成は無効とされ、例えば特定の不動産であれば、登記事項(所在地、地目、地番、地積

- (1) **自筆証書遺言を法務局で保管する取扱い**
- (遺言書保管所)に保管する**
- 制度の創設(平成三十二年七月十日施行)**



そこで、改正法では、民法九六八条二項が新設され、自筆証書と一体となつた財産目録については、別紙として添付する場合に限つて、自書を要することなく、パソ

コンで作成した書面のほか、登記事項証明書、預金通帳のコピーなどを添付する

ことが可能となりました。ただし、偽造防止の観点から、財産目録のすべてのページに、遺言者本人による署名、押印が必要とされています。

- 二 自筆証書遺言を法務局**

**(3) 遺言書証明情報の開示**

遺言者の相続人、受遺者等は、遺言者の死亡後、遺言書の画像情報等を用いた証明書(遺言書情報証明書)の交付請求、あるいは遺言書原本の閲覧請求をすることができます(法九条一、三項)。この場合、法務局の担当官は、速やかに、当該遺言書を法務局で保管している旨を、遺言者の相続人、受遺者及び遺言執行者に通知することとなりました(法九条五項)。

- 手続が不要となりました**
- (法十一条)。**

## 当法人の今後の対応

今回の改正は、自筆証書遺言作成の強い追い風になるとと思われます。本誌前号(二十八号)の当コーナーでは当法人の遺言書作成支援内容について触っていますが、今後は、別途示される予定の法務省令等を踏まえながら、新しい制度のもとの適切な相談、迅速な事務処理ができるよう、その整備を図っていく必要があると思います。

また、特定の死亡者について、誰でも自分(請求者)が相続人、受遺者等となることとなりました(法務局における遺言書の保管等)

管されているかどうかを確認することができ、もし関係遺言書があつた場合にはそのことを証明した書面(遺言書保管事実証明書)の交付を求めるものとできるようになります。(法十一条)。これらにより、自筆遺言書の存在が明確になり、相続手続きの推進に大きく寄与するものと期待されます。

一、私は五十年来家族ぐるみで付き合っている知人男性Aさん(享年九十五歳)から「僕の後見人になつてくれ」と十年前から頼まれていた。Aさんは奥様に先立たれ、子どももいない方でお元気でしたが年相応に認知症の兆候も見られるようになりました。ご近所が心配して平成二十七年十月、有料老人ホームに入所され、身元引受人になつた。このため後見人の役割を勉強し、Aさんのためにと家庭裁判所へ後見手続きを試みたものの、Aさんの資産状況から親族でもない第三者が後見人に選任される見込みはないことを告げられ、断念せざるを得なかつた。このことをAさんに話したところ石井さん以外の人には後見人の世話を知らない」という強い言葉に困惑する折に出会つたのが安心サポートネットの「後見型委任契約」でした。

二、安心サポートネット・森山理事長と廣塚理事のご指導を得て後見相当の手助

## 会員・支援者の広場

『後見型委任契約』  
の職務を終えて

けができる事を知り、平成二十九年十月、Aさんとの間で「後見型委任契約及び任意後見契約公正証書」を作成した。安心サポートネットが監督人として受任事務を監督することを条件とする内容にしたので、Aさんはもちろんのこと、私も安心できたことはいうまでもありません。

三、契約受任者としてAさんとも施設での生活のこと、外出して楽しむこと、お金の使い方、百歳まで生きることなど、じっくり話し合つてAさんのために何をすべきか、生活支援の計画

慮して、預金の金融機関一本化、使用していない会員年会費の脱会手続き、「ゴルフ会員権の売却等もAさんから「ケア医療になるので同意を得て行つた。また、気がかりであつたお墓の管理は、墓終いを済ませ、永代供養の手続きも行つた。終末治療についても普段の会話の中で「先の話だが決めたから延命治療はしなく言つたら、十分長生きしてに頼むバイ」、「分かった任せき」とこんな会話でいい」、「苦しまないよう

あつたが、何十年も交流がなかつた親族の方からの了解も得ていたので、遺体の引き取り、葬儀場での安置を行ひ、森山理事長のご指導で「応急処分義務」として埋葬と葬儀を行つた。死亡届、除籍謄本の入手、健康保険・介護保険の届出、国民年金・厚生年金の届出、銀行口座の解約、初七日法事、四十九日法要と納骨、永代供養等の一連の死後処理も終えた。

六、契約後一年にも満たない期間であつたが、受任者としてAさんのために後見相当の役割を終えることができた。安心サポートネット・森山理事長の指導監督のほか「親族後見人支援の会」のサポートをいただいたおかげと感謝していました。財産管理、身上保護の報

に戻つたものの高熱で入退院を繰り返し、下旬には医師から「ケア医療になるので転院」の示唆があつた。転院には毎日見舞いに行つたが、十四日早朝帰らぬ人となつた。死後事務契約はなかつたが、何十年も交流がなかつた親族の方からの了解も得ていたので、遺体の引き取り、葬儀場での安置を行ひ、森山理事長のご指導で「応急処分義務」として埋葬と葬儀を行つた。死亡届、除籍謄本の入手、健康保険・介護保険の届出、国民年金・厚生年金の届出、銀行口座の解約、初七日法事、四十九日法要と納骨、永代供養等の一連の死後処理も終えた。

沿つて葬儀社との会員契約も交わした。遺産は信託銀行の遺言信託公正証書で契約されていて、死亡通知人の指名を受けた。五、「この頃動くと思が上る」との言葉が聞かれるようになつた五月中旬、Aさんは高熱がでて入院した。「肺炎」の診断であつた。六

月上旬に退院して施設に戻つたもので、高熱で入退院を繰り返し、下旬には医師から「ケア医療になるので転院」の示唆があつた。転院には毎日見舞いに行つたが、十四日早朝帰らぬ人となつた。死後事務契約はなかつたが、何十年も交流がなかつた親族の方からの了解も得ていたので、遺体の引き取り、葬儀場での安置を行ひ、森山理事長のご指導で「応急処分義務」として埋葬と葬儀を行つた。死亡届、除籍謄本の入手、健康保険・介護保険の届出、国民年金・厚生年金の届出、銀行口座の解約、初七日法事、四十九日法要と納骨、永代供養等の一連の死後処理も終えた。

六、契約後一年にも満たない期間であつたが、受任者としてAさんのために後見相当の役割を終えることができた。安心サポートネット・森山理事長の指導監督のほか「親族後見人支援の会」のサポートをいただいたおかげと感謝していました。財産管理、身上保護の報

告等については反省や悔いもありますが、Aさんのために後見相当の手助けができます。ただ、「後見型委任契約及び任意後見契約公正証書」と併せて「死後事務契約」を結んでおくべきであります。たと痛感しております。



新入り会員の新たな感慨!!  
「安心サポートネット」の  
更なる飛躍を確信しつつ

正会員 山下 悅

早いもので、第4期生として市民後見人養成講座を受講し始めた平成二十八年一月から早くも三年が経過しようとしています。研修では、自分の知識のなさを痛感しましたが、終了後は迷いなく当法人安心サポートネットの会員になりました。新入りの安心サポートネット会員として勉強しながら最近特に感じることは、

理事長の強力なリーダーシップのもとで理事や部長の方々のご努力により法人の確固たる組織が確立されていることです。激しく変化する社会環境(制度の変化も含む)に対応して法人の事業内容や諸研究会の内容も妥当な方向に改善されているのは成年後見人制度利用促進の観点から、時代のニーズに応えるものだと思います。安心サポートネットが法定後見から任意後見へ受任体制の基軸を移転したことでも自己決定権尊重の理念の主要な具現化策であると思います。そして安心サポートネットでは利用促進実践の面で、全国のトップを切って、手続きの煩雑さ等、問題点が多く、利便性を痛感しましたが、利便性を痛感しましたが、終了後は迷いなく当法人安心サポートネットの会員になりました。この移行型の内容を委任者本人が理解しやすいように説明の仕方を創意工夫していることは、安心サポートネットのフロンティアス



死後事務安心サポートネット  
トの各会員の協力で無事に  
終えることが出来ました。

出品して頂きました皆様  
方、さらにこれらを購入された方々には、心より御礼  
申し上げます。なお、今後も  
継続していくことになります。  
したので、処分にお困りの  
品物がありましたらいつで  
もご連絡ください。回収に  
伺います。

高齢者・障害者安心サポートネットの会員各位の  
ご協力よろしくお願ひいた  
します。

福岡市早良区 豊留 一  
福岡市城南区 長千鶴子 壱万八千円  
福岡市城南区 壱万円

## 寄付者紹介（敬称略）

平成三十年五月以降  
同年十一月末

石井 宏治  
福岡市中央区（裁判官OB）

新規正会員紹介（敬称略）

平成三十年五月以降加入された  
新会員二名を紹介します。

ご連絡先  
NPO法人地域生活  
死後事務安心サポートネット  
電話番号／092-791-3251  
FAX／092-791-3252

高齢者・障害者安心サポートネットの会員各位のご協力よろしくお願ひいたします。

品物がありましたらいつでもご連絡ください。回収に伺います。

された方々には、心より御礼  
申し上げます。なお、今後も  
継続していくことになりま  
す。

福岡市早良区 署名希望  
福岡市中央区 山本 九千円 (二回分)  
和順  
福岡市西区 匿名希望 四千円

## 安心サポートネット・グループ事件処理表

平成30年度10月末日現在

		本部受託				本部会員受託		筑紫出張所受託				出張所会員受託		合計		
		本部処理		会員配分		会員処理		所処理		会員配分		会員処理				
		既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計
第 1 種	遺産分割協議	1	0					4	5		0			5	5	10
	公正証書遺言	3	1					3	3					6	4	10
	法定後見開始申立	1	2					3	2		1			4	5(1)	9(1)
	任意後見契約の締結	1	0					3	0					4	0	4
	財産管理等契約の締結	1	0					3	0					4	0	4
	任意後見監督人選任申立	0	0					0	0					0	0	0
	相続、表示等登記	0	0					0	0	5	2			5	2	7
	遺言執行者	2	36(1)					0	42(3)		2			2	80(4)	82(4)
	死後処理	0	30					0	35(1)					0	65(1)	65(1)
	その他(講演等)	1	1	4				0		2	1			7	3	10
合計		10	70(1)	4	0	0	0	16	88(4)	7	6	0	0	37	164(6)	201(6)

※第1種（ ）書きは、取下げ等により年度途中に終了したもの。<内書き>

	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
第 2 種	法定後見人受任	32(23)		6(5)			65(36)		7(5)				110(69)	0	110(69)
	法定後見監督人受任												0	0	0
	任意後見人受任	1	42(12)		1(1)		6(3)	37(4)	2(1)				9(4)	78(17)	87(21)
	任意後見監督人受任	1(1)					5(4)	0					6(5)	0	6(5)
	財産管理等受任	12(8)	31(7)	1(1)			8(4)	30(2)					21(13)	61(9)	82(22)
	その他の	27(12)		4(4)			14(8)	1	5(2)				50(26)	1	51(26)
	合 計	73(44)	73(19)	11(10)	1(1)		98(55)	68(6)	14(8)				196(117)	140(26)	336(143)

※第2種( )書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。  
〈内書き〉

会員各位の積極的な取組みに敬意を表し、また、お忙しい中で多くのご寄稿をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。元号も変わりますが、どうぞよい新年をお迎えください。

本号が平成最後の広場になります。この一年のそれぞれのお立場でのご活躍、お疲れさまでした。

編集後記

全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

http://anshin-net.jp/

http://anonym.net.jp/  
eメール: 8xy7v4@bma.biglobe.ne.jp

NPO法人成年後見安心サポートネット熊本

NPO法人成年後見安心ネット熊本  
TEL 096-288-3292 FAX 096-288-3293

<http://anshin-net.jp/>

e-mail: anshin-snk@ajoros.ocn.ne.jp